

【資料出所及び離職率の集計の考え方】

事業所からハローワークに対して、雇用保険の加入届が提出された新規被保険者資格取得者の生年月日、資格取得加入日等、資格取得理由から学歴ごとに新規学卒者と推定される就職者数を算出し、更にその離職日から離職者数・離職率を算出している。詳細は次の通り。

<詳細>

○平成 27 年 3 月新規大卒就職者の就職後 3 年以内離職率の場合

[1]就職者：生年月日が平成 5 年 4 月 1 日以前で、平成 27 年 3 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成 27 年 3 月新規大卒就職者とみなす。

[2]離職者：[1]の内、平成 27 年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに離職した者

(平成 27 年 3 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までに新規学卒として雇用保険加入の届けを提出した事業所を上記の期間中に離職した場合、離職理由や離職後の就業の状態に関わらず離職者として算出している(以下、[4][6][8]についても同様))。

※平成 27 年 3 月新規大卒就職者の就職後 3 年以内離職率・・・[2]／[1]

○平成 27 年 3 月新規短大等卒就職者の就職後 3 年以内離職率の場合

[3]就職者：生年月日が平成 5 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までの者で、平成 27 年 3 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成 27 年 3 月新規短大等卒就職者とみなす。

[4]離職者：[3]の内、平成 27 年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに離職した者。

※平成 27 年 3 月新規短大等卒就職者の就職後 3 年以内離職率・・・[4]／[3]

○平成 27 年 3 月新規高卒就職者の就職後 3 年以内離職率の場合

[5]就職者：生年月日が平成 7 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までの者で、平成 27 年 3 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成 27 年 3 月新規高卒就職者とみなす。

[6]離職者：[5]の内、平成 27 年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに離職した者。

※平成 27 年 3 月新規高卒就職者の就職後 3 年以内離職率・・・[6]／[5]

○平成 27 年 3 月新規中卒就職者の就職後 3 年以内離職率の場合

[7]就職者：生年月日が平成 11 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までの者で、平成 27 年 3 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を平成 27 年 3 月新規中卒就職者とみなす。

[8]離職者：[7]の内、平成 27 年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに離職した者。

※平成 27 年 3 月新規中卒就職者の就職後 3 年以内離職率・・・[8]／[7]

※[2]、[4]、[6]、[8]離職者の記述につきまして、「平成 27 年 4 月 1 日」と誤記がありましたので、「平成 27 年 3 月 1 日」と訂正を行いました。利用者の方々にはご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。